

元荒川上流



第54号

令和7年5月

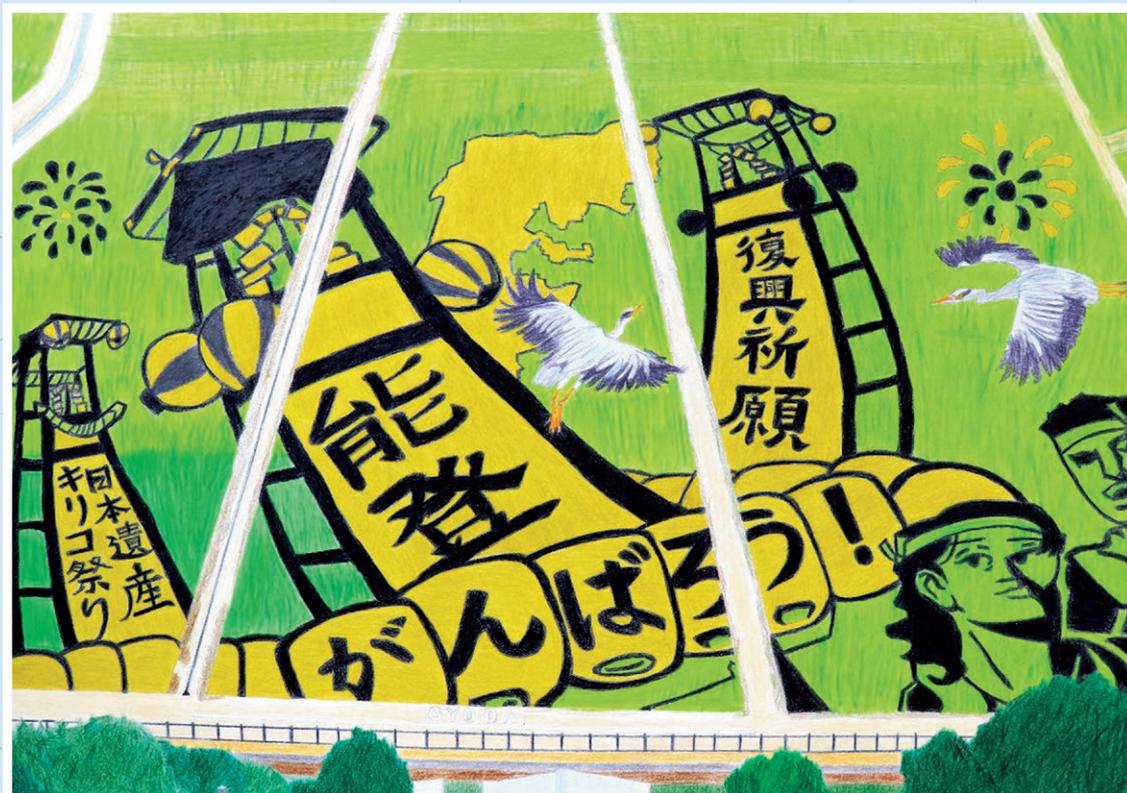
土地改良区だより

〔発行〕元荒川上流土地改良区 理事長 高澤克芳

〒361-0017 埼玉県行田市大字若小玉2802-3 TEL.048-556-3135 FAX.048-556-7671
E-mail▶ motojyou@etude.ocn.ne.jp http://www.motoarakawajoryu.or.jp/



未来へつなごう! ふるさとの水土里 子ども絵画展2024



NTC夢きり賞

田んぼアートと華麗に飛ぶアオサギ

行田市立東小学校 6年 小野田 愛梨さん

小野田 愛梨さん ● 行田の素晴らしい田んぼアートをみんなに知ってほしくてこの絵を描きました。

全国3,068点の応募作品から小野田さんの作品が、NTC夢きり賞を受賞しました。おめでとうございます!!

元荒川上流 土地改良区 の概要

- 【受益地区】 熊谷市・行田市・鴻巣市・羽生市・北本市
桶川市・加須市・久喜市
- 【受益面積】 5,243 ha (田 3,834 ha / 畑 1,409 ha)
- 【組合員数】 8,685人



農業用水は貴重な資源です!
節水・節電にご協力をお願いします。

目次

- 理事長あいさつ 2
- 令和5年度決算(財務状況の公表) 3
- 令和7年度予算 3
- 令和6年度事業の実施状況 4
- 令和7年度事業の実施予定 5
- 費用負担について 6
- 総代・役員・常設委員の紹介 8

理事長あいさつ

理事長 高澤克芳



組合員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃元荒川上流土地改良区の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年12月の総代選挙により、新しい総代さんが選出され、組合員の代表として4年間の任期に就かれました。総代さんが就任して初めての通常総代会が3月5日に開催され、新役員が選任されました。その後の役員会におきまして新理事さんのご推挙をいただき、理事長として2期目の大役を仰せつかることとなりました。あらためて初心に帰り、微力ではございますが、元荒川上流土地改良区の更なる発展のため、全力を傾倒し職責を全うする覚悟でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

今回の役員改選においては、新たに2名の女性理事をお迎えしました。これからは土地改良区にも多様性が求められ、今までにない視点や価値観で新しい風となり、土地改良区の体制強化にとどまらず地域農業の活性化に繋がることを大いに期待しております。

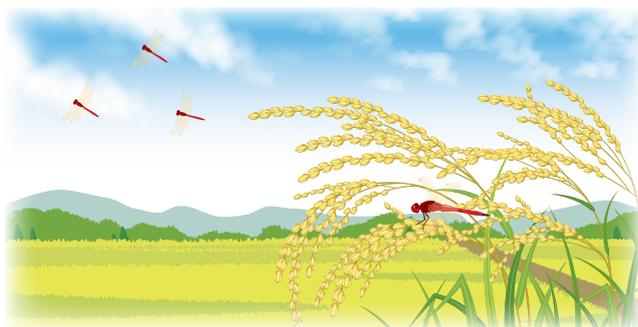
昨年から世間を騒がせている「令和の米騒動」については、元荒川上流管内においても様々な情報が入っております。騒動に乗じたトラブルに巻き込まれる事

案も発生しております。

米価の急騰は一時的と考えられ、決して好ましい状況ではありません。一日も早く正常な流通を取り戻しつつ、相応の米価で安定した供給が望まれます。

安定した供給のためには安定した生産が不可欠ですが、昨年はカメムシと高温障害により収量が激減との報告が各地からあがっています。とりわけカメムシ被害が深刻であることから、各関係機関から対策が打ち出されておりますので組合員のみならず情報共有できればと存じます。現段階では水田周辺の雑草管理が重要視され、こまめに刈払いする反面で出穂期の前後には刈払いを行わないというのが有効な対策とのこと。

土地改良区が組合員のみなさまのご期待に添えるよう、役職員一同職務に邁進する所存でありますので、今後ともより一層のお力添えをお願い申し上げ挨拶いたします。



令和6年度 通常総代会について

令和7年3月5日(水)午後2時から行田グリーンアリーナ研修室において、総代81名(現員数91名)出席のもと、令和6年度 通常総代会を開催しました。

また、任期満了による総代の改選に伴い、議長に第1区の島澤万藏氏、副議長に第24区の大川宜久氏が選任されました。

議事内容

審議の結果、各議案が原案のとおり可決承認されました。

- 承認事項1 令和5年度 事業報告及び決算報告について
- 承認事項2 令和6年度 専決処分について
- 議決事項1 定款の一部改正について
- 議決事項2 役員選任規程の一部改正について
- 議決事項3 規約の一部改正について
- 議決事項4 諸規程の一部改正について
- 議決事項5 令和7年度 地区除外について

- 議決事項6 令和7年度 賦課金について
- 議決事項7 令和7年度 長期借入金について
- 議決事項8 令和7年度 一時借入金について
- 議決事項9 令和7年度 役員・総代の報酬等について
- 議決事項10 令和7年度 地区除外決済金について
- 議決事項11 令和7年度 予算について
- 議決事項12 役員の任期満了に伴う選任について

令和5年度 決算

令和5年度の財務状況を公表します。(令和6年3月31日現在)

■ 一般会計

収 入		支 出	
科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
1 土地改良事業収入	247,975,175	1 土地改良事業費支出	315,024,154
2 附帯事業収入	68,669,328	2 一般管理費支出	125,879,328
3 基本財産運用収入	5,000,837	3 土地改良事業負担金支出	0
4 特定資産運用収入	7,401,300	4 借入金返済支出	44,696,258
5 補助金等収入	75,891,027	5 支払利子	1,556,423
6 交付金収入	20,376,360	6 固定資産取得支出	531,132
7 寄附金収入	0	7 基本財産積立支出	0
8 業務受託料収入	396,000	8 特定資産積立支出	87,600,000
9 雑収入	4,066,827	9 雑支出	997,607
10 借入金収入	70,150,000	10 繰越金	40,014,484
11 基本財産取崩収入	20,000,000	11 予備費	0
12 特定資産取崩収入	50,000,000		
13 出資金返還収入	0		
14 繰越金	39,609,032		
15 固定資産売却収入	6,763,500		
合 計	616,299,386	合 計	616,299,386

■ 貸借対照表

資 産 の 部		負 債 の 部	
摘 要	金額(円)	摘 要	金額(円)
① 流動資産	66,041,651	① 流動負債	86,443,672
(1) 現金及び預金	55,605,459	② 固定負債	518,895,124
(2) 未収金	3,412,192	負債合計	605,338,796
(3) 短期未収金	7,024,000	正味財産の部	
② 固定資産	7,252,356,432	摘要	金額(円)
(1) 基本財産	752,599,605	① 指定正味財産	2,815,300,200
(2) 特定資産	6,284,788,335	② 一般正味財産	3,897,759,087
(3) その他の固定資産	214,968,492	正味財産合計	6,713,059,287
③ 繰延資産	0		
資産合計	7,318,398,083	負債及び正味財産合計	7,318,398,083

令和7年度 予算

令和7年3月5日開催の総代会において予算が可決されました。

■ 一般会計

収 入			支 出		
科 目	予算額(円)	構成比(%)	科 目	予算額(円)	構成比(%)
1 土地改良事業収入	203,274,000	38.84	1 土地改良事業費支出	246,045,000	47.01
2 附帯事業収入	68,769,000	13.14	2 一般管理費支出	184,128,000	35.18
3 基本財産運用収入	5,002,000	0.96	3 土地改良事業負担金支出	2,000	0.00
4 特定資産運用収入	8,544,000	1.63	4 借入金返済支出	43,291,000	8.27
5 補助金等収入	43,922,000	8.39	5 支払利子	2,071,000	0.40
6 交付金収入	21,099,000	4.03	6 固定資産取得支出	2,002,000	0.38
7 寄附金収入	1,000	0.00	7 基本財産積立支出	1,000	0.00
8 業務受託料収入	418,000	0.08	8 特定資産積立支出	25,302,000	4.84
9 雑収入	2,033,000	0.39	9 雑支出	2,004,000	0.38
10 借入金収入	21,726,000	4.15	10 繰越金	1,000	0.00
11 基本財産取崩収入	20,000,000	3.82	11 予備費	18,516,000	3.54
12 特定資産取崩収入	98,571,000	18.84			
13 固定資産売却収入	3,000	0.00			
14 出資金返還収入	1,000	0.00			
15 繰越金	30,000,000	5.73			
合 計	523,363,000	100.00	合 計	523,363,000	100.00

令和6年度 事業の実施状況

1 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
太田用水路	行田市大字小見	85.2	15,000
酒巻導水路	行田市大字北河原	34.0	20,000
中里2号排水路	行田市大字中里	4.0	2,170

3 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)
中郷揚水機	鴻巣市屈巢	1か所	4,290
斉条堰	行田市大字斉条	1か所	3,520
小林第一揚水機	久喜市菖蒲町小林	1か所	8,580
第1揚水機	行田市大字中里	1か所	5,500
第5揚水機	行田市大字中里	1か所	9,680

2 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
下長野用水路	行田市長野2丁目	93.0	40,000

4 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
下池守1号排水路	行田市大字上池守	33.0	3,938
和田堀悪水路	行田市大字和田、外	17.0	2,959
野悪水路	行田市大字野	81.0	2,915
上池守2号排水路	行田市大字下池守	25.0	3,641
斉条用水路	行田市大字斉条	18.0	5,038
新谷田用水路	鴻巣市上谷、外	279.9	7,073

下長野用水路



中郷揚水機



令和7年度 事業の実施予定

1 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
太田用水路	行田市大字小見	82.0	15,000	U型水路 高1.0m×巾1.8m
酒巻導水路	行田市大字北河原	34.0	20,000	L型水路ブロック工 高2.0m×巾4.0m

2 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
下長野用水路	行市長野2丁目	50.0	20,000	U型水路 高1.2m×巾1.8m

3 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)	内容
古宮用水路除塵機	熊谷市池上	1か所	3,960	除塵機整備補修、制御盤補修及び門扉補修
川里中央第一揚水機	鴻巣市広田	1か所	7,700	渦巻ポンプ2台のオーバーホール及び配管塗装
谷郷(上)揚水機	行田市大字和田	1か所	3,740	水中モーターポンプの交換、制御盤補修及び配管交換・塗装
谷郷(中)揚水機	行田市大字谷郷	1か所	3,410	水中モーターポンプの交換、制御盤補修及び配管交換・塗装
北本揚水機	北本市朝日4丁目	1か所	4,180	水中モーターポンプの交換、制御盤補修

4 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
野悪水路	行田市大字野	75.0	4,000	水路底板工
上池守2号排水路	行田市大字下池守	26.0	4,000	法面ブロック張工及び水路底板工
外谷田用水路	鴻巣市鴻巣	300.0	5,000	堤塘コンクリート舗装工

※主な事業に加え、区域にある施設の維持管理に関して、障害物の撤去や草刈りなどを予定しております。



きれいな水路を守りましょう

土地改良区では、毎年ごみ処理や川さらいに多くのお金を使っています。その費用は、組合員さんからお預かりした賦課金によって賄われています。皆様のご協力をお願いいたします。



土地改良区の費用負担について

土地改良区が皆様をお願いしている費用負担はつぎのとおりです。

農地の負担金

賦課金 …… 用水、排水の受益区域に係る負担金です。

農地（登記地目が田・畑）を耕作又は所有している方（組合員）に賦課されます。
休耕や転作を実施している農地でも、賦課されます。

地目	田				畑	田・畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域	特別排水区域
1㎡あたり 賦課単価	5.29円	2.99円	2.99円	2.30円	2.30円	1.61円

畑地かんがい賦課金 …… 畑に水路から揚水して稲作する場合の用水費です。
地元役員の調査による申告制です。1㎡あたり2.99円です。

なぜ納める必要があるの？

土地改良区は農業用の用排水路等を維持管理するために、組合員が設立した公共の法人です。そのため、受益地の水利施設を維持管理する共同責任がありますので、受益地内に農地がある限り、組合費である賦課金を納付いただく必要があります。

滞納を続けると…

法に基く滞納処分を行う場合があります。

土地改良区は維持管理のための財源である賦課金の完納を目指し、未納者には戸別訪問や弁護士法人による督促措置により納付をお願いしておりますが、それでも納付いただけない場合は、財産を差押えるなどの滞納処分が土地改良法により認められています。



お届けください

土地所有権・耕作権・住所・氏名の異動があったときは、土地改良区へ通知をお願いします。これは土地改良法第43条の規定により、組合員が土地改良区にその旨を通知しなければならないことになっているからです。

土地改良法 第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

- 組合員資格の異動を土地改良区へ通知することにより、賦課金の支払者も旧資格者から新資格者へ異動することになります。土地改良区への通知は、このことも踏まえたうえでお願いします。通知が無い場合、組合員資格の異動は無いことになり従前の組合員へ賦課金の通知書が送付されることとなります。

記載すべき事項について

- 1 当事者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 3 資格得喪の原因及びその時期

土地改良法施行規則 第33条 法第43条第1項の規定による通知は、上に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

※ 登記簿を変更しても、土地改良区へ届出がないと変更されませんのでご注意ください。

ちくじょがいけっさいきん
地区除外決済金
 (土地改良法第42条)

…………… 農地を宅地等に転用する場合の一時金です。

市街化区域の農地転用、田から畑への農地改良、また道路・公園等の用地として提供する場合にも必要です。

地目	田				畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域
1㎡当たり					
地区除外決済金	370円	208円	208円	208円	160円
農地改良	210円	208円	48円	208円	—

地区除外決済金とは

土地改良区施設の維持管理費や運営費また過去の借入金の返済等は組合員の皆様が負担する賦課金で賄われています。一部の農地が農地転用等により地区から脱退すると、残された組合員の費用負担が大きくなってしまいます。そこで、残された組合員の費用負担が増えてしまうのを緩和するため、地区除外時に納付いただくものが地区除外決済金です。

※農地改良を行い現況が畑になった場合でも、差額決済金をお支払いいただかない限り、賦課地目は田のまま変更されませんのでご注意ください。

水路使用の負担金

はいすいふたんきん
排水負担金

…………… 浄化槽からの排水に対する負担金です。

土地改良区が管理している水路は農業用に使われることが目的ですが、現実的には農地・住宅・店舗・工場等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。

生活排水等の流入は、農業用水路を維持管理している組合員からすれば、本来の目的外の水を流すことになり、不合理性を感じます。この不合理性を解消する為に生活排水等の水を流す人へご負担をお願いするのが排水負担金です。

排水負担金は、排水を流そうとする人が、「浄化槽を設置してそこから出る排水を流したいのですが」という申出をされれば(申請)、改良区は地元の総代及び理事の意見を聞いた上で「はい、いいですよ。」(承認)「ただし、排水負担金を払ってくださいね。」という約束(契約)によって成り立っています。

この趣旨をご理解の上、排水負担金の納付にご協力いただけるようお願いします。
 もし、この契約なしに排水を放流している場合は所定の手続きをお願いします。



**こんなときは、
届出(連絡)が必要です**

- 住所、氏名等の変更があった場合
- 住宅の売買があった場合
- 住宅を取壊し、浄化槽を廃止した場合
- 公共下水道、集落排水等への接続に伴い浄化槽を廃止した場合
- 空家になった場合

浄化槽の大きさ	承認書交付時(消費税込)		毎年のご負担(消費税込)	
	排水一時負担金	承認手数料	排水負担金(年額)	
5人槽	16,500円	3,000円	令和7年度	2,790円
7人槽	23,100円			3,920円
10人槽	33,000円			5,600円

しせつしょうりょう
施設使用料

…………… 管理水路に橋を架けたり、排水管を埋設するような場合にかかる費用です。
 金額については、お問い合わせください。

賦課金・排水負担金納入方法について

お取り扱いできる金融機関

- 1 口座振替について** … 右記の金融機関にて口座振替が可能です。ご希望の方は土地改良区までお問合せください。
- 2 現金納入について** … 右記の金融機関の他にコンビニでの納付も可能ですので、ご利用ください。
- 3 QR決済について** … PayPay等のQR決済でのお支払いも可能となりました。

- 埼玉りそな銀行 本・支店
- りそな銀行 本・支店
- 武蔵野銀行 本・支店
- ほくさい農協 各支店
- さいたま農協 各支店
- 南彩農協 各支店
- くまがや農協 各支店
- ゆうちよ銀行(口座振替のみ)

総代・役員・常設委員の紹介

総代

任期：R7.1.25～R11.1.24

選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	
第1区 (南河原)	島澤 万藏	第6区(行田)	島崎 裕充	第13区 (新郷)	桑子 栄	第20区 (常光)	樋口 正一	
	加瀬田 昇		小池 敏雄		漆原 一郎		齋藤 哲	
	鈴木 茂雄		多田 保	黒田 誠一	大塚 千夫			
	第2区 (星河)	永沼 誠治	第7区 (持田)	高田 栄	第14区 (広田)	新井 功了	第21区 (種足)	大塚 和夫
		中野 隆		茂木 光行		坂本 勝		宮永 登美夫
中村 賢一		野口 琢磨		安藤 進	中里 和宏			
松本 順之		小坂谷 義明	堀口 三千男	清水 久雄				
第3区 (荒木)	久保田 薫	第8区 (埼玉)	諸貫 正広	第15区 (共和)	岡部 慎一	第22区 (小林)	谷川 廣司	
	小林 秀康		太田 勇		岡田 悦三郎		遠藤 益男	
	長谷川 誠		中西 靖	大塚 一郎	島田 三夫			
	蛭間 藤夫	松崎 誠	須永 真一郎	五十畑 幸雄				
第4区 (星宮)	石田 幸弘	第9区 (野)	田島 建	第16区 (屈巢)	島崎 正實	第23区 (栢間)	野崎 桂一	
	井ノ山 竹男		太田 和也		嶋村 幸夫		藤浪 誠	
	坂田 晃朗		清水 宏悦	藤村 孝	伊藤 克美			
	茂手木 道雄	田畑 常雄	武藤 豊	松岡 昌典				
第5区 (長野)	長澤 友孝	第10区(下忍)	長谷部 良男	第17区 (吹上)	飯野 義男	第24区 (楠川・北本)	稲生 行則	
	寺田 和夫		田島 宏次		田嶋 正志		加藤 治夫	
	小川 洋一		柿沼 宏幸	井上 雄二	加藤 貞夫			
	堀口 秀雄	内田 稔	伊藤 孝道	大川 宣久				
第6区 (長野)	門倉 浩一	第11区 (太田) 下須戸 他	岩上 英雄	第18区(鴻巣)	中谷 一英	第24区 (楠川・北本)	荒蒔 政明	
	井桁 清		小堀 正		藤村 孝		渡辺 孝雄	
	堀口 晴義		江川 直一	梶山 喜光				
	横田 友孝	藤間 弘美	渡邊 賢一					
		第12区 (太田) 真名板 他	河野 茂夫					

役員

理事

任期：R7.4.7～R11.4.6

選任区	氏名
第1区	大関 守宏
第2区	吉田 廣明
第3区	秋庭 博司
第4区	高橋 明雄
第5区	高澤 克芳
第6区	平塚 恵一
第7区	高松 清治
第8区	小山 浩一
第9区	伊藤 政一
第10区	山口 勝充
第11区	渡邊 隆

選任区	氏名
第12区	河野 恭男
第13区	中島 牡雄
第14区	新井 公平
第15区	渡邊 仁
第16区	羽鳥 功一
第17区	島田 眞佐雄
第18区	坂野上 文雄
第19区	大塚 進
第20区	矢部 一夫
第21区	小川 保夫
第22区	長谷部 富雄

選任区	氏名
第23区	金子 章
第24区	長野 忠男
員外	大谷 與志子
員外	島田 早苗

監事

任期：R7.4.7～R11.4.6

選任区	氏名
上流	加藤 誠一
中流	岡田 元章
下流	河野 廣

常設委員

任期：R7.4.1～R11.3.31

選挙区	氏名
第1部	長谷川 誠
第2部	新井 久男
第3部	関口 清
第4部	片山 隆士
第5部	堀口 晴義
第6部	石田 和也
第7部	栗原 光夫
第8部	中根 忠夫
第9部	岡崎 誠
第10部	長野 忠男